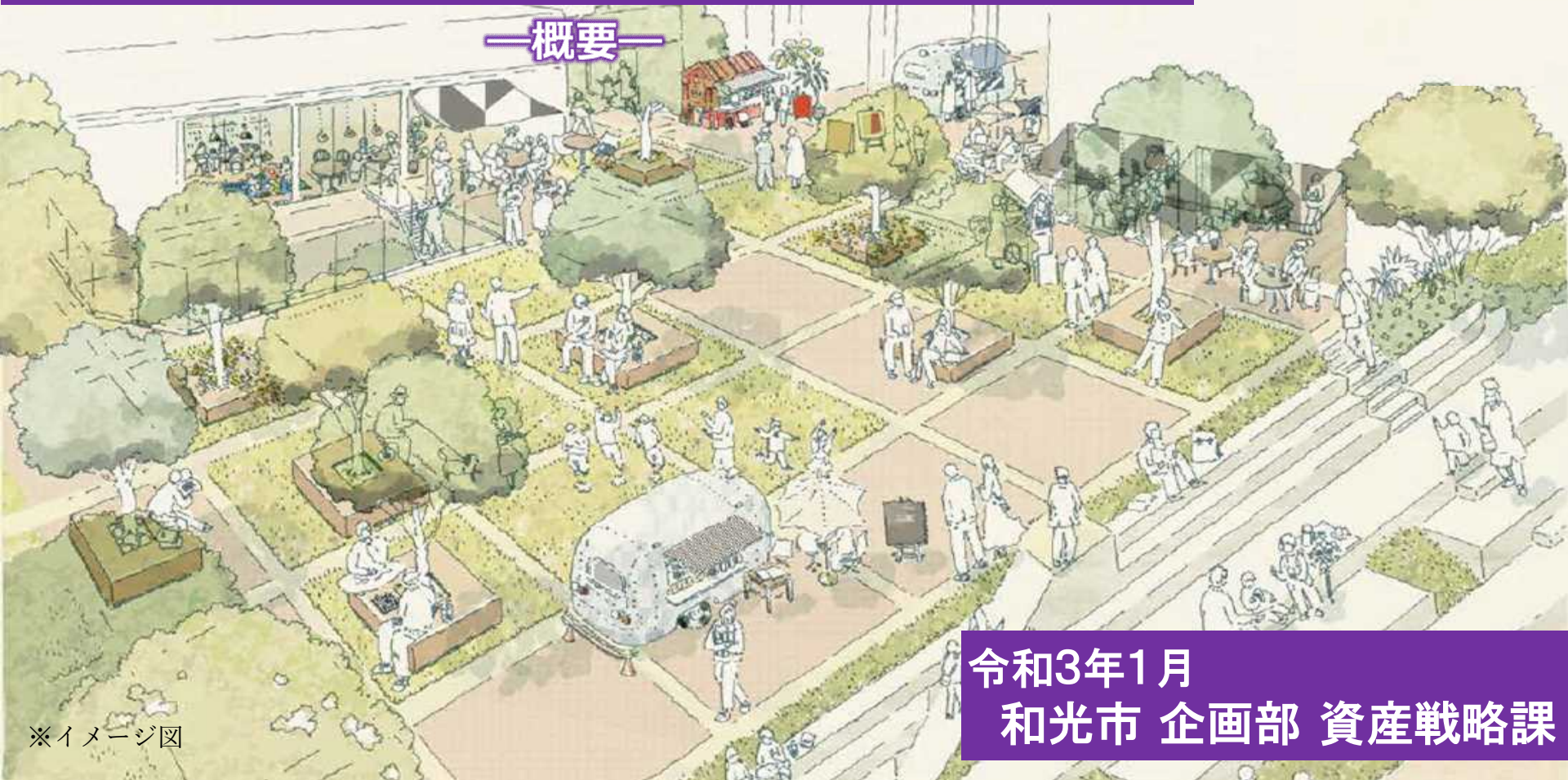


# -和光市エリアマネジメント推進条例について-

## —概要—



※イメージ図

令和3年1月

和光市 企画部 資産戦略課



## エリアマネジメント推進条例の目的

### 目的

公有財産を市民、事業者等の活動を促進することで有効活用すること

公的な位置付けを与えることで、様々な活動支援ができる都市再生推進法人制度を活用するための内容を定めています。



## エリアマネジメント推進条例の主な内容

### 内容

- 実施場所 : エリアマネジメント対象地区
- 実施主体 : 都市再生推進法人
- エリアマネジメントに係る取組 : 公有財産を活用して実施するにぎわい創出活動



## 活動実施までの流れ

### 1. 基本計画の策定

- ・「市」が定めます。
- ・ エリアマネジメントの対象地区、事業内容及び実施方法等を定めます。

### 2. 実施計画の策定

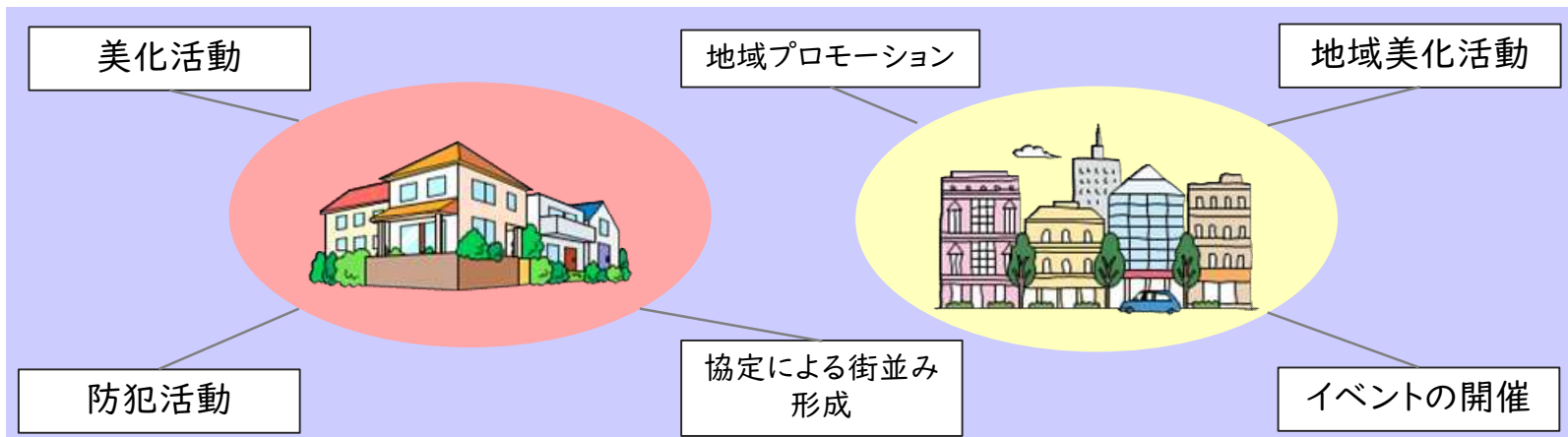
- ・ 「市」ないし「市」と「都市再生推進法人」が共同で定めます。
- ・ 基本計画に定められた項目について、より具体的な活動内容の詳細等を定めます。

### 3. エリアマネジメント活動の実施



## エリアマネジメントとは？

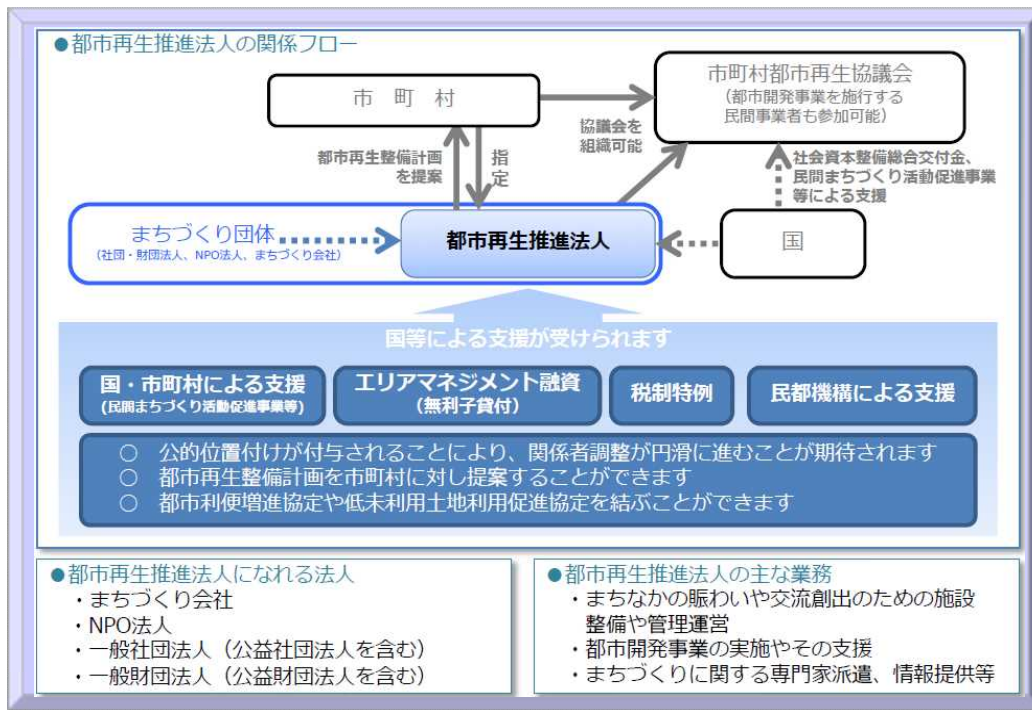
それぞれの地域環境の維持及び向上などのため、住民・事業主・地権者等が中心となって行われる活動や商業地で行われる地域活性化のための活動のことなどを指します。新たに何かを「つくること」のなく、今ある資源を活かし「育てること」を重視する取組みになります。





## 都市再生推進法人とは？

都市再生推進法人とは、地域のまちづくりを担う法人として、行政機能を補完的に担う法人を、都市再生特別措置法に基づき市町村が指定するものです。株式会社のみならず、社団・公益法人やNPO法人なども指定することができます。

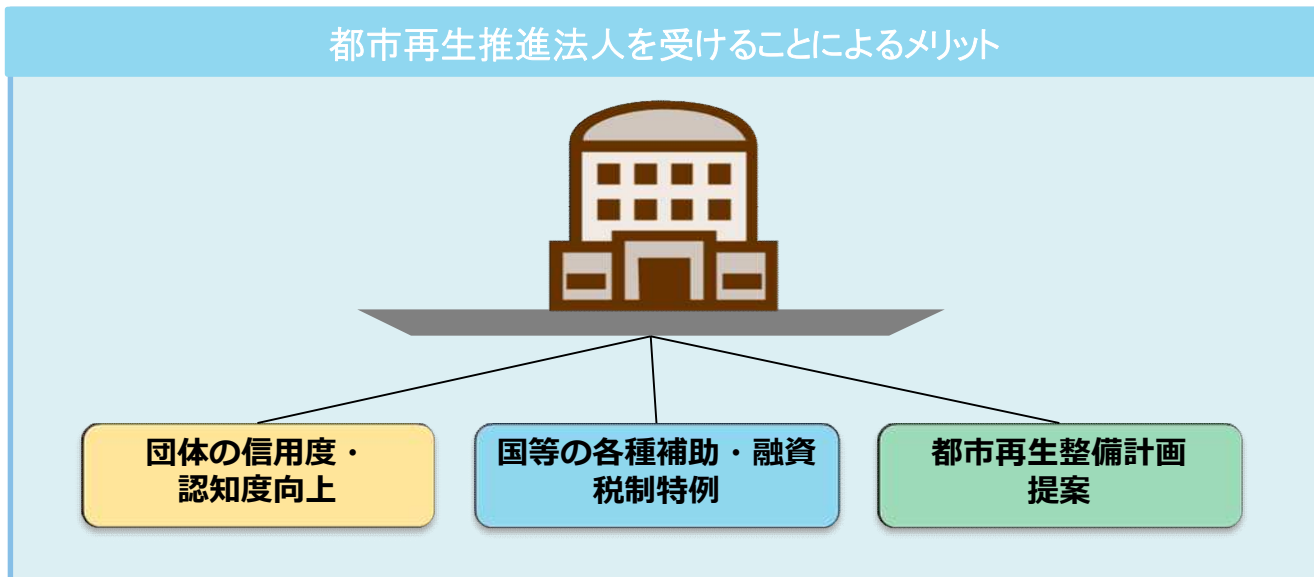




## 都市再生推進法人を受けることによるメリットとは？

- ・市の指定を受けることにより団体の信用度・認知度の向上につながります。
- ・国の各種補助・融資や税制特例等の活用が可能となり、活動資金確保の幅が広がります。
- ・目指したいまちづくりとそのために必要な事業を市に提案することができます。  
(都市再生整備計画の提案)

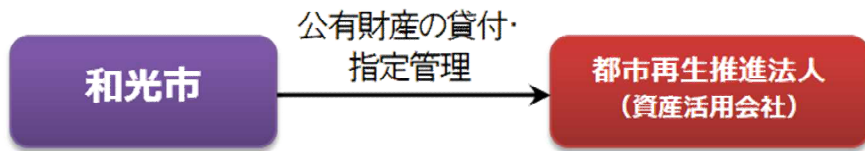
### 都市再生推進法人を受けることによるメリット





# (参考)和光市にぎわいプラン基本計画

-令和2年7月-



市民広場の運営・管理



市役所駐車場の運営・管理



保健センター跡建物の転貸



(仮称)「みんなの会議室」と  
連携したカフェの運営



メインエントランス北側における  
商業店舗の建設・誘致

- 各プロジェクト間相互で有効に資産の利用ができるように、管理運営を「資産活用会社」に一任。
- 資産活用会社を都市再生推進法人に指定することで公共性を担保します。
- 資産活用会社の運営は、市が運営費を補てんするのではなく、収入を得られる環境を提供し、民間の経営効率性を発揮して公共サービスを提供する。





上記のような活動を行うための法人の指定や地区、取り組むための計画の策定についてなどを定めた条例になります。